
販売委託確認書

エヴァンジェリスト(以下「甲」という)と株式会社スキルアカデミー(以下「乙」という)とは、販売委託に関し以下を確認する。

1. 目的

乙は甲に対し、乙の運営する公式サイト(<https://www.skillacademy.jp/>)で公開する著作物の販売を委託し、甲はこれを受託する。

2. 甲の受託業務

甲は、前号の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 著作物の販売
- (2) 著作物の広告・宣伝
- (3) 前 2 項に付随・関連する行為

3. 著作者人格権

甲が著作物の内容・表現またはその題号に変更を加えてはならない。

4. 販売価格

甲は、乙の指定する販売価格で著作物を販売する。その価格は、乙が公式サイトで提示している定価を上回らないものとする。

5. 販売の認定

(1) 乙は甲に対し、甲専用の登録 URL を発行し、購読者が甲に発行した専用の登録 URL 経由で購入した場合は、甲が販売したものと認定する。ただし、当該購読者が既に乙の登録済み会員である場合は、甲が販売したものは認定しない。

(2) 前項に準じて、甲が販売したと認定した会員が継続的に購読した場合は、全て甲が販売したと認定する。

6. 販売手数料

(1) 甲が前号に従い販売した場合の、乙が甲に対して支払う販売手数料は、販売価格の 35% とする。

(2) 甲が販売価格の割引を希望する場合は、割引率を一つのみ、5% から 35% の 5% 刻みで設定することができる。その際の割引分は、第 1 項の販売手数料から減額する。

(3) その他の販売に関わる手数料に関しては、甲乙協議の上、別途、定める。

7. 販売手数料の支払い

乙は甲に、第5号および第6号に従い、毎年6月末、12月末に販売数を確定し、その翌月末日に、甲の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、支払金額が1万円に満たない場合は、次回以降に繰り越すものとする。

8. 販売数の報告

(1) 乙は、乙の公式サイトの一部に甲専用のダッシュボードを設け、甲の販売数をリアルタイムに表示する。

(2) 甲は、甲専用のダッシュボードをいつでも閲覧することができる。

9. 秘密保持

甲および乙は、本確認書またはその他の行為に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本確認書の有効期間中はもちろん、その終了後においても3年間は第三者に漏洩してはならない。

10. 譲渡及び再委託の禁止

(1) 甲および乙は、本確認書より生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本確認書より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(2) 甲は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

11. 期限の利益の喪失

甲または乙において次の各項目の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本確認書により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払う。

1. 本確認書の条号に違反したとき
2. 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が一通でも不渡となったとき
3. 租税公課の滞納処分を受けたとき
4. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき
5. 破産、会社更生、民事再生の手続開始の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき
6. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき
7. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
8. 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

12. 確認書の解除

(1) 甲または乙は、相手方が前号2項目ないし8項目の一に該当したときは何らの通知催告を要せず、直ちに本確認書の全部または一部を解除することができる。

(2) 相手方が本確認書の条号に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履

行しないときも、前項と同様とする。

13. 不可抗力免責

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、通信回線の事故、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による確認書の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

14. 有効期間

本確認書の有効期間は、平成XX年X月X日から平成XX年X月X日までの1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何らの申出のない場合は、本確認書と同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

15. 協議

本確認書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、甲乙相互に誠意をもって協議解決するものとする。

16. 裁判管轄

甲乙は、本確認書に関して裁判上の紛争が生じたときには、乙の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本確認書の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

平成XX年X月X日

(甲) 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏名 XXXX 印

(乙) 住所 東京都文京区湯島 1-12-2-905
会社名 株式会社スキルアカデミー
氏名 代表取締役 会長 佐久間陽一郎 印

(別紙)

平成 XX 年 X 月 X 日 付けエヴァンジェリストと株式会社スキルアカデミーとは、両者の「販売委託確認書」に基づき、以下を確認する。

第 5 号における登録 URL: <https://www.skillacademy.jp/regist/indexs?is=X>

第 6 号第 2 項における割引率: XX%

第 7 号における振込先銀行口座

銀行名: XXXXX

支店名: XXXXX

口座の種類: 普通

口座の名義: XXXX

口座番号: XXXXXXXX

第 8 号におけるダッシュボード:

以下のログインアカウントにてスキルアカデミーサイトへログインし、「マイページ」から「販売委託ダッシュボード」ボタンを押すことで、専用ダッシュボードページが表示される。

ログイン URL: <https://www.skillacademy.jp/mypage/login>

メールアドレス: XXXX@XXXX.com

パスワード: XXXXXXXX

第 14 号における有効期間: 平成 XX 年 X 月 X 日から平成 XX 年 X 月 X 日までの 1 年間

注) 以上に変更が生じた時は、他方に速やかに通知するものとする。

以上